

要保護・準要保護児童生徒
の就学援助について

小中学校の児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

- 対象者 上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
 - ・生活保護法に規定する保護の対象となつていない人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
 - ・児童扶養手当の支給を受けている人
 - ・生活保護の停止または廃止の決定を受けた人
 - ・その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人
- 対象期間
年度内（4月1日～3月31日）
※ 毎年度申請が必要です。
- 申請期間
当初申請時期（6月中旬予定）
・当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。
・当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

申込方法

「就学援助希望申請書」に必要事項を記入のうえ、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し上島町教育委員会教育課もしくは各支所地域教育課または学校に提出してください。

申請書は、上島町教育委員会教育課および各支所地域教育課または学校にあります。

- 問い合わせ 上島町教育委員会
教育課 ☎771-2207

教科書展示会開催

令和3年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。子どもたちが使用する教科書をぜひ手にとってご覧になっていただきたいと思います。

なお、一般の方も自由にご覧いただけます。

- 期間 6月11日（金）
～6月30日（水）
- 時間 9時15分～17時
- 会場 セトウチ交流館（朗読室）
※閉館日はありません。
- 問い合わせ 上島町教育委員会
教育課 ☎771-2207

重心・ひとり親家庭医療受
給者証の更新について

重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は令和3年6月30日です。

7月1日からは新しい受給者証に変わります。新型コロナウイルス感染症対策のため、更新申請書と受給者証を6月中旬に郵送しますので、お手元に届きましたら新しい受給者証の住所・氏名を必ず確認し、「更新手続きについて」をお読みになったうえ申請期間内に手続きしてください。

●ご不明な点などございましたら、住民課または各総合支所町民生活課にお問い合わせください。

問い合わせ

弓削 住民課 ☎771-2503
生名町民生活課 ☎761-3000
岩城町民生活課 ☎751-2500
魚島町民生活課 ☎781-0011

今治税務署からのお知らせ

2021年度国家公務員の税務職員（高卒程度）採用試験受験申込を開始します。

税務職員（高卒程度）募集標語

～公正な、世界へ。～

- 申込受付期間
6月21日（月）～
6月30日（水）※受信有効

- 第1次試験日
9月5日（日）

問い合わせ

高松国税局
総務部人事第二課試験研修係
☎0871-83113111
（内線245）



愛媛県職員（選考職）採用試験

愛媛県職員採用（令和4年度採用）のための試験を次のとおり行います。

募集職種および採用人数

看護師 112名程度
診療放射線技師 2名程度
臨床工学技士 5名程度

申込期限

6月11日（金）

試験日

看護師 6月26日（土）
看護師以外 6月27日（日）

問い合わせ

愛媛県公営企業管理局総務課
☎089-9121790

● JICA海外協力隊の2021年春募集が開始されます

独立行政法人国際協力機構（JICA）は「JICA海外協力隊」の2021年春募集を5月20日から6月30日まで行います。世界約70か国・100を超える仕事が、今必要とされています。

あなたの技術・経験を開発途上国で生かしてみませんか。現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

詳しくはウェブ上でご確認ください。

URL <https://www.jica.go.jp/volunteer/>
☎ JICA 海外協力隊募集事務局 042-404-5021

●愛媛県休日不妊相談ダイヤルのご案内

不妊など、妊娠にまつわるさまざまな心配事について、助産師が電話での相談に応じます。ひとりで抱え込まないで、男女問わず、どなたでもご利用ください。

【日時】 毎週土曜13時～17時（5/1および8/1、年末年始を除く）

【対象】 不妊や不育症（習慣性流産）に悩む県民

【相談ダイヤル】 080-4359-8187

令和2年度
有害鳥獣捕獲実績

上島町では、イノシシ・カラス等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊（猟友会）の方が捕獲を行っています。

令和2年度に各地区捕獲隊（猟友会）で捕獲駆除した実績を紹介します。

	岩城地区	生名地区	弓削地区	佐島地区	魚島地区	合計
イノシシ	112頭	8頭	97頭	26頭	20頭	263頭
カラス	489羽	—	39羽	—	—	528羽

捕獲隊（猟友会）による捕獲だけでは鳥獣被害は減りません。

地域全体で鳥獣が住みにくい環境を整えることが必要です。集落周辺の耕作放棄地の草刈りを実施するなど、各地域で検討・実施をしましょう。

弓削 産業振興課 ☎77-2500

お忘れなく！ 児童手当現況届のご案内 ～提出は6月中に～

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。

現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。

6月初旬に上島町から専用の用紙をお送りしますので、必要な書類とあわせてご提出ください。

※ 現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

詳しくは上島町役場各総合支所住民課または町民生活課までお問い合わせください。

養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」が必要です。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 （給与収入のみ）
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5千円）を支給します。

●問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011